

令和6年度

子ども・福祉行政の概要

岡山県子ども・福祉部

子ども・福祉行政の概要 目次

第1 子ども・福祉部の行政機構

- (1) 子ども・福祉部行政機構図…………… 4
- (2) 県民局・保健所の行政機構図…………… 5

第2 子ども・福祉部機構系統別分掌事務

- 1 子ども・福祉部分掌事務…………… 6
- 2 本庁各課及び出先機関等分掌事務… 6
- 3 条例等に基づく委員会、審議会、
協議会等…………… 15

第3 令和6年度子ども・福祉行政の重点施策

- 1 施策推進の基本的な考え方…………… 16
- 2 保健・医療・福祉充実プログラム… 16
- 3 結婚・妊娠・出産応援プログラム… 16
- 4 子育て支援充実プログラム…………… 17

第4 主要事業の概要

＝福祉企画課＝

- 1 戦争犠牲者等の援護業務…………… 18
- 2 原爆被爆者対策…………… 18
- 3 災害への対応…………… 19

＝指導監査課＝

- 1 社会福祉法人・社会福祉施設の
指導監督等…………… 20
- 2 障害福祉サービス事業者の指導
監督…………… 20
- 3 介護サービス事業者の指導監督… 21

＝地域福祉課＝

- 1 地域福祉の推進…………… 22
- 2 福祉基盤の充実…………… 23
- 3 災害への対応…………… 26
- 4 女性支援事業…………… 26
- 5 低所得者福祉…………… 26

＝子ども未来課＝

- 1 少子化対策…………… 29
- 2 子ども・子育て支援施策の推進… 31

＝子ども家庭課＝

- 1 ひとり親家庭等の自立の促進… 35
- 2 子どもの貧困対策…………… 35
- 3 児童手当…………… 35
- 4 子ども災害見舞金…………… 35
- 5 児童相談所による相談等の充実… 35
- 6 子ども虐待防止対策の推進… 36
- 7 社会的養育の推進…………… 36
- 8 青少年総合対策の推進…………… 37
- 9 すべての子ども・若者の健やかな
成長と自立に向けた支援…………… 38
- 10 困難を有する子ども・若者やその
家族への支援…………… 38
- 11 創造的な未来を切り拓く子ども・
若者の応援…………… 38
- 12 子ども・若者とともに育つ地域・
社会づくり…………… 39
- 13 相談体制の充実…………… 39

＝障害福祉課＝

1	福祉のまちづくりの推進……………	41
2	障害者計画の推進……………	41
3	障害福祉計画・障害児福祉計画の 推進……………	42
4	障害者差別解消法への適切な対応…	42
5	障害者スポーツ大会の開催……………	42
6	身体障害のある人・知的障害の ある人の現状等……………	42
7	障害福祉サービス等の提供体制の 整備……………	43
8	各種障害福祉施策……………	45
9	県立施設等……………	46

＝長寿社会課＝

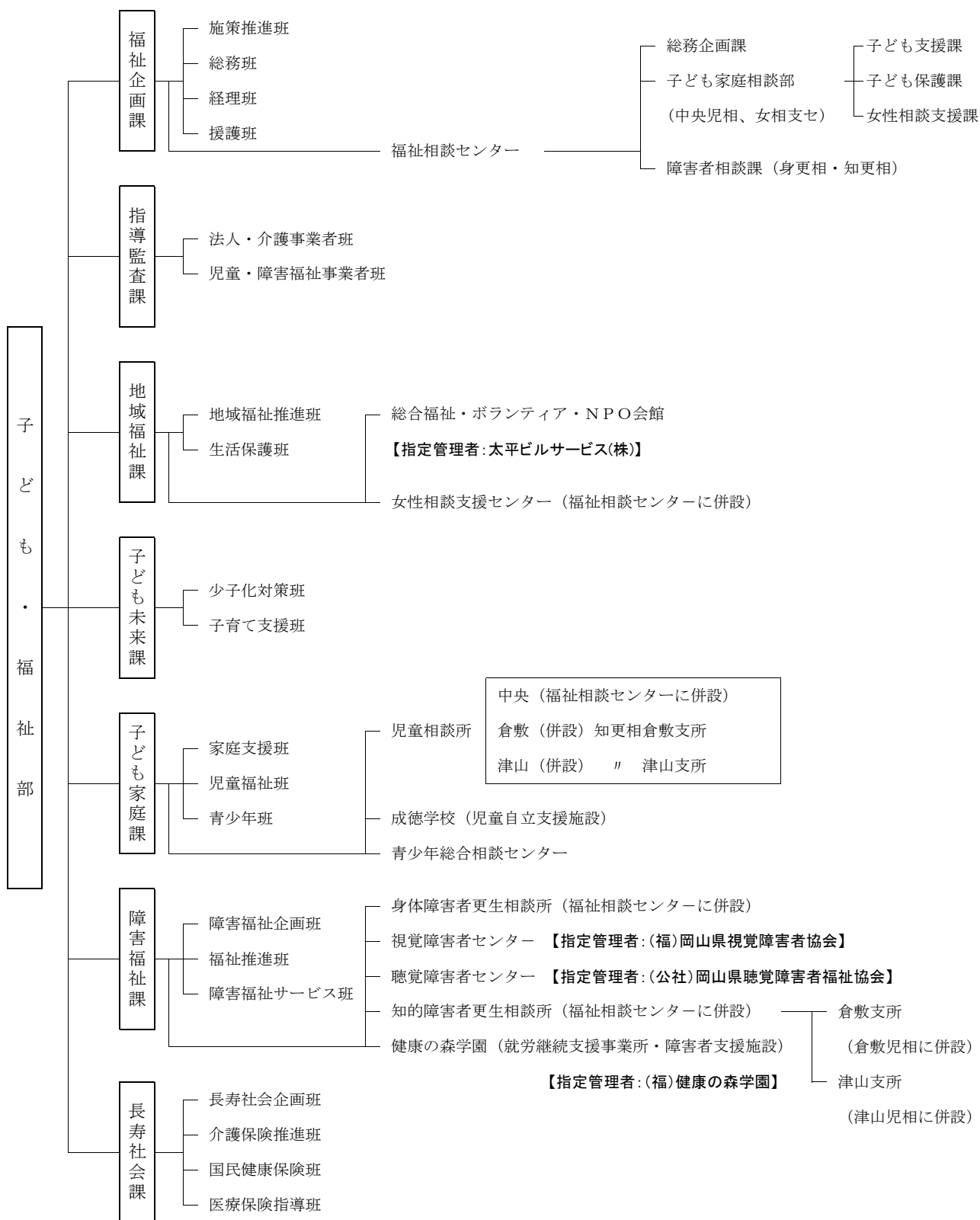
1	高齢者保健福祉施策の推進……………	48
2	認知症施策の推進……………	50
3	後期高齢者医療制度……………	51
4	国民健康保険……………	51

第5 令和6年度子ども・福祉部当初

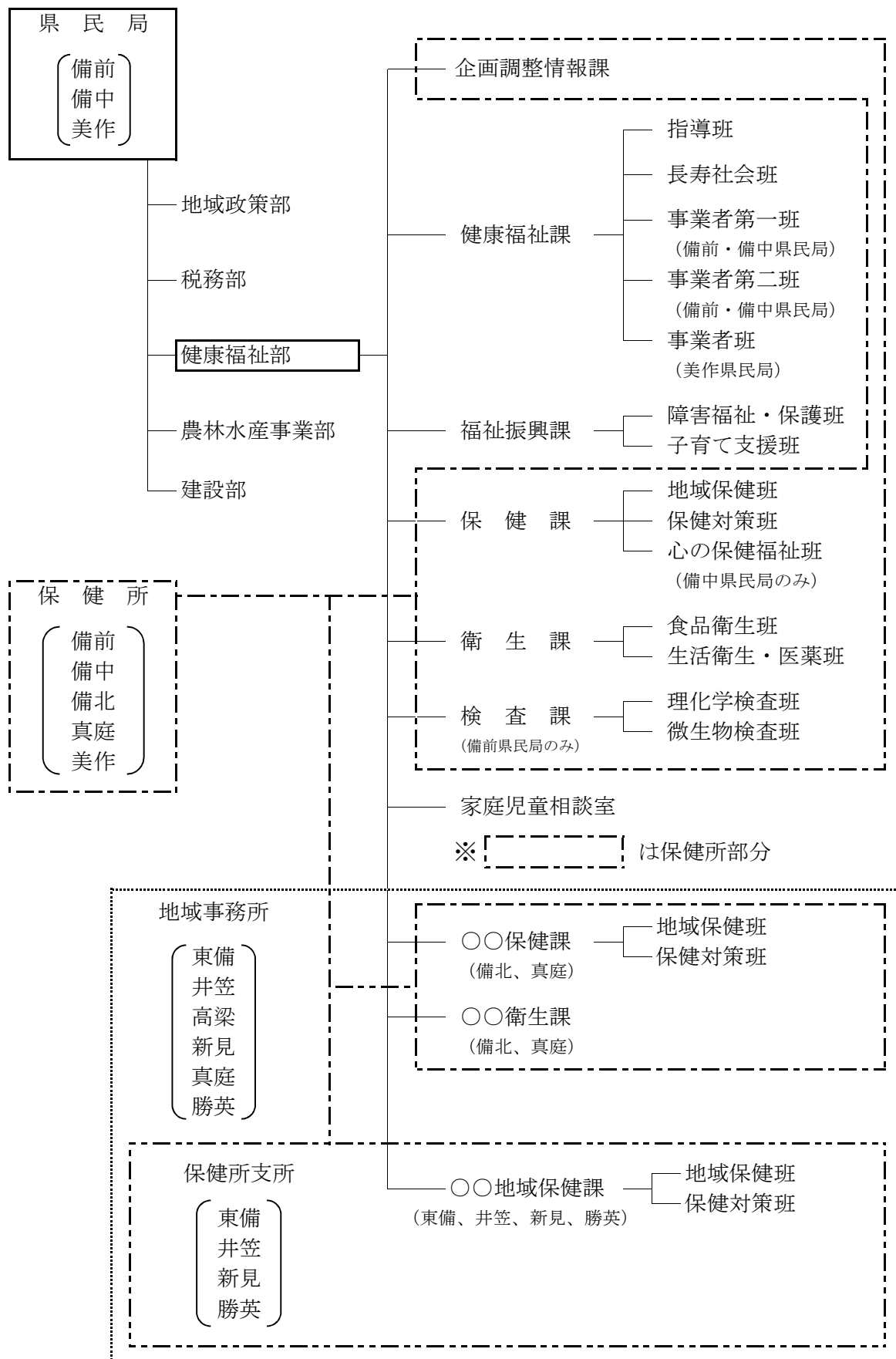
予算額一覧表……………	53
-------------	----

第1 子ども・福祉部の行政機構

(1) 子ども・福祉部行政機構図 (令和6年4月1日現在)



(2) 県民局・保健所の行政機構図 (令和6年4月1日現在)



※地域事務所は、県民局の現地事務所
 ※保健所は、県民局の統轄出先機関

第2 子ども・福祉部機構系統別分掌事務

1 子ども・福祉部分掌事務

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項

2 本庁各課及び出先機関等分掌事務

○本 庁

課 名	班 名	所 掌 事 務
福祉企画課	施策推進班 総務班 経理班 援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・福祉政策に関する企画及び調査研究に関すること。 2. 災害救助に関すること。 3. 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。 4. 未帰還者の調査究明及び留守家族等の援護に関すること。 5. 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。 6. その他旧軍人、旧軍属等の身上の取扱いに関すること。 7. 戦没者の叙位叙勲に関すること。 8. 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 9. 社会福祉審議会に関すること。 10. 福祉相談センターに関すること。 11. その他他課の分掌に属しない子ども・福祉政策に関すること。
指導監査課	法人・介護事業者班 児童・障害福祉事業者班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導監督に関すること。 2. 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 3. 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 4. 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 5. 身体障害者（身体障害児を含む。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 6. 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。 7. 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

課名	班名	所掌事務
地域福祉課	地域福祉推進班 生活保護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉統計に関すること。 2. 社会福祉事業の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 3. 福祉ボランティア及び地域福祉活動の推進に関すること。 4. 福祉に係る人材の育成に関すること。 5. 社会福祉事業従事者の指導及び訓練に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 6. 総合福祉・ボランティア・NPO会館に関すること。 7. 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の相談及び支援に関すること。 8. 女性相談支援センターに関すること。 9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関すること。 10. 生活困窮者の福祉事業の推進に関すること。 11. 生活困窮者の福祉に関する調査統計に関すること。 12. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 13. 福祉年金の支給に関すること。 14. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 15. その他他課の分掌に属しない生活困窮者に関すること。
子ども未来課	少子化対策班 子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少子化対策に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 児童の福祉に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。 3. 児童の福祉に関する調査統計に関すること（子ども家庭課の分掌に属するものを除く。）。 4. 保育士の指導養成に関すること。 5. 保育所及び認定こども園に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 子ども・子育て会議に関すること。
子ども家庭課	家庭支援班 児童福祉班 青少年班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要保護児童等の福祉に関すること。 2. 児童虐待の防止に関すること。 3. 社会的養育推進計画に関すること。 4. 児童の福祉に関する調査統計に関すること。 5. 子どもの貧困対策の総合調整に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 児童扶養手当及び児童手当に関すること。 8. 児童委員に関すること。 9. 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 10. 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。 11. 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。 12. 青少年育成県民運動に関すること。 13. 青少年健全育成関係団体に関すること。 14. 青少年の団体活動の促進に関すること。 15. 児童相談所、成徳学校及び青少年総合相談センターに関すること。 16. 青少年問題協議会、青少年健全育成審議会及びいじめの重大事態に係る再調査委員会に関すること。 17. その他他課の分掌に属しない青少年対策に関すること。

課名	班名	所掌事務
障害福祉課	障害福祉企画班 福祉推進班 障害福祉サービス班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者、知的障害者及び発達障害者の福祉事業の推進に関する事 2. 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する調査統計に関する事 3. 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する事 4. 身体障害者及び知的障害者に係る市町村の行う援護に関し、市町村間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行う事 5. 障害児の保護委託に関する事 6. 障害福祉サービス等による支援に関する事 7. 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関する事 8. 心身障害者扶養共済制度に関する事 9. 医療費公費負担制度に関する事務の統括に関する事 10. 福祉のまちづくりに関する施策の総合企画及び連絡調整に関する事 11. 障害者の虐待の防止に関する事（指導監査課の分掌に属するものを除く。） 12. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事 13. 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、視覚障害者センター、聴覚障害者センター及び健康の森学園に関する事 14. 障害者施策推進審議会及び障害者介護給付費等不服審査会に関する事 15. その他他課の分掌に属しない身体障害者及び知的障害者に関する事
長寿社会課	長寿社会企画班 介護保険推進班 国民健康保険班 医療保険指導班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長寿社会に対応する施策の企画立案及び総合調整に関する事 2. 高齢者保健福祉計画に関する事 3. 介護保険事業に関する事 4. 認知症対策に関する事 5. 高齢者の福祉事業の推進に関する事 6. 高齢者虐待の防止に関する事（指導監査課の分掌に属するものを除く。） 7. 後期高齢者医療制度に関する事 8. 国民健康保険に関する事（特定健康診査及び特定保健指導を除く。） 9. 岡山県介護保険審査会、岡山県国民健康保険審査会、岡山県後期高齢者医療審査会及び岡山県国民健康保険運営協議会に関する事 10. その他他課の分掌に属しない高齢者保健福祉対策に関する事

○ 出先機関等

出先機関等名		所 掌 事 務
県 民 局 健 康 福 祉 部	備前	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関すること。 <p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。 9. 要保護女子の保護及び更生に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。
	備中	<p>○健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 3. 高齢者の保健福祉に関すること。 4. 生活保護に関すること。 5. 児童福祉に関すること。 6. ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 7. 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 8. 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 9. 地域における健康づくりに関すること。 10. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 11. 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 12. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 13. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 14. 調査統計に関すること。 15. 保健所の業務との総合調整に関すること。 16. 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉に関すること。 <p>（企画調整情報課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 2. 地域の保健、医療及び福祉に関する長期計画の策定及び総合調整に関すること。 3. 地域の保健及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 4. 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 5. 保健福祉関係職員の研修に関すること。 6. 調査統計に関すること。 7. 保健福祉関係表彰に関すること。 8. 健康危機管理体制等に関すること。 9. 保健所運営協議会に関すること。 <p>（健康福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化対策に関すること。 2. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。 3. 高齢者の在宅保健福祉に関すること。 4. 高齢者の医療及び健康増進事業の総合調整に関すること。 5. 認知症対策に関すること。 6. 社会福祉事業の推進に関すること。 7. 社会福祉関係の法人、団体、社会福祉施設及び事業所の指導監督に関すること。 8. 民生委員及び児童委員に関すること。 9. 戦傷病者、戦没者遺族等、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。 10. 災害救助に関すること。 <p>（福祉振興課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の保護及び更生に関すること。 2. 児童及びひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 3. 知的障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 4. 身体障害者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 5. 高齢者の福祉に関する指導及び相談に関すること。 6. 児童文化の向上に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 8. 保育所及び児童厚生施設に関すること。 9. 要保護女子の保護及び更生に関すること。 10. 岡山県福祉年金に関すること。

出先機関等名		所掌事務
県 民 局 健 康 福 祉 部	美作 企画調整情報課 健康福祉課 指導班 長寿社会班 事業者班 福祉振興課 障害福祉・保護班 子育て支援班 保健課 地域保健班 保健対策班 真庭保健課 地域保健班 保健対策班 勝英地域保健課 地域保健班 保健対策班 衛生課 食品衛生班 生活衛生・医薬班 真庭衛生課 家庭児童相談室	<p>(保健課、地域保健課、備北保健課及び真庭保健課)</p> <p>1. 地域における保健及び福祉に係る一体的な施策の推進に関する こと。</p> <p>(衛生課、備北衛生課及び真庭衛生課)</p> <p>1. 生活衛生対策に係る保健福祉の調整に関すること。</p> <p>(検査課)</p> <p>1. 快適な環境づくりの推進の支援に関すること。</p> <p>(家庭児童相談室)</p> <p>1. 児童及び妊産婦の福祉に係る実情の把握に関すること。 2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項に係る相談、調査及び指導 に関すること。</p>

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
福祉相談センター	総務企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関すること。 2. 福祉相談センター内の連絡調整に関すること。 3. 相談機能の強化に関すること。 4. 児童相談所業務に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 5. 児童相談所業務の事例検証に関すること。 6. 児童相談所及び市町村職員の研修に関すること。 7. 障害者スポーツの推進に関すること。
	子ども家庭相談部	
	子ども支援課 地域支援班 心理支援班 子ども養護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。 4. 児童福祉統計に関すること。 5. 他の児童相談所に対する1.～4.の業務の援助及び調整に関すること。 6. 児童の措置に関すること。 7. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。 8. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。 9. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。 10. 児童の心理判定及び医学的診断並びにこれらに基づく指導に関すること。 11. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。 12. 療育手帳の判定その他児童の心身障害に係る判定に関すること。
	子ども保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の一時保護に関すること。 2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。 3. 一時保護児童の健康管理に関すること。 4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。 5. 一時保護児童の給食に関すること。
	女性相談支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 困難な問題を抱える女性及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な支援を行うこと。 2. 困難な問題を抱える女性の一時保護を行うこと。 3. 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。）に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 4. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。 5. 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下同じ。）の一時保護を行うこと。 6. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。 7. 法に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 8. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

	<p>障害者相談課 相談支援班 手帳交付班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。 2. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 3. 補装具の処方及び適合判定に関すること。 4. 身体障害者の地域リハビリテーションに関すること。 5. 身体障害者及び18歳以上の知的障害者に係る巡回相談に関すること。 6. 身体障害者手帳又は療育手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。
--	-----------------------------------	---

出先機関名		所掌事務
児童相談所	中央	<p>子ども相談課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 2. 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。 3. 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。 4. 児童福祉統計に関すること。
	倉敷	<p>子ども相談課 地域支援第一班 地域支援第二班 初期対応班 子ども養護課 子ども発達支援課</p> <p>(子ども養護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の措置に関すること。 2. 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。 3. 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。 4. 児童保護弁償金の額の決定に関すること。
	津山	<p>子ども支援課 地域支援班 心理支援班</p> <p>(子ども発達支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の心理診断及び医学診断並びにこれらに基づく指導に関すること。 2. 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。 3. 療育手帳その他児童の心身障害に係る判定に関すること。 <p>(子ども保護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の一時保護に関すること。 2. 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。 3. 一時保護児童の健康管理に関すること。 4. 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。 5. 一時保護児童の給食に関すること。 <p>(子ども支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども相談課、子ども養護課及び子ども発達支援課の業務に関すること。 2. 他の児童相談所に対する業務の援助及び調整に関すること(中央児童相談所に限る。) 3. 子ども保護課の業務に関すること(津山児童相談所に限る。)
成徳学校	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関すること。 2. 給食に関すること。
	指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の学習指導、職業指導及び生活指導に関すること。 2. 児童の心理学上及び精神医学上の診査に関すること。 3. 児童の能力及び適性の判定に関すること。 4. 児童の余暇利用の指導に関すること。 5. その他児童の自立支援に関すること。
女性相談支援センター		<ol style="list-style-type: none"> 1. 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題につき、相談に応ずること。 2. 困難な問題を抱える女性及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 3. 困難な問題を抱える女性の一時保護を行うこと。 4. 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 5. 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。 6. 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下同じ。)の一時保護を行うこと。 7. 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。 8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 9. 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 10. 岡山県男女共同参画の促進に関する条例第22条第1項第2号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、適切な助言、一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うこと。

出 先 機 関 名		所 掌 事 務
青少年総合相談センター		<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導に関すること。 2. 青少年に関する他の相談機関のあつせんに関すること。 3. 青少年に関する情報の収集及び提供に関すること。 4. 1.～3.に掲げるもののほか、青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務に関すること。
身体障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。 2. 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 3. 補装具の処方及び適合判定に関すること。 4. 地域リハビリテーションに関すること。 5. 巡回相談に関すること。 6. 身体障害者手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。
知的障害者更生相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。 2. 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。 3. 療育手帳の判定及び交付並びにこれに付随する業務に関すること。
健康の森 学園	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関すること。 2. 地域との交流及び普及啓発に関すること。
	訓練部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者の基本的な生活訓練及び指導に関すること。 2. 知的障害者の就労その他の社会参加の促進に必要な適応訓練及び指導に関すること。 3. 知的障害者の退園後の指導及び援助に関すること。 4. その他知的障害者の訓練及び指導に関すること。

3 条例等に基づく委員会、審議会、協議会等

課名	名称	根拠法令等	担 任 事 務
福祉企画課	岡山県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項 岡山県社会福祉審議会 条例	知事の諮問に応じて社会福祉に関する事項（精神障害のある人に関する事項を除く。）を調査審議する事務
子ども未来課	岡山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法 第72条第4項 岡山県子ども・子育て 会議条例	県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更の際に意見具申を行う事務。また、子ども・子育て支援施策の推進に関し、調査審議を行う事務
子ども家庭課	岡山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会 法 岡山県附属機関条例	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
	岡山県青少年健全育成審議会	岡山県附属機関条例	青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会	いじめ防止対策推進法 第30条第2項、第31条 第2項 岡山県いじめ問題対策 連絡協議会等の設置等 に関する条例	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく同法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査に関する事務
障害福祉課	岡山県障害者施策推進審議会	障害者基本法第36条 岡山県障害者施策推進 審議会条例	障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、調査、審議する事務
	岡山県障害者介護給付費等不服審査会	岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例	介護給付費等、地域相談支援給付費等、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する不服申立て（審査請求）の審理に関する事務
長寿社会課	岡山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	国民健康保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務
	岡山県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条 第1項 岡山県国民健康保険運 営協議会条例	国民健康保険の運営に関する事項の審議を行う事務
	岡山県介護保険審査会	介護保険法第184条	介護保険に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務
	岡山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に 関する法律第129条	後期高齢者医療に関する被保険者からの不服申立て（審査請求）に対する審理及び裁決を行う事務

第3 令和6年度 子ども・福祉行政の重点施策

1 施策推進の基本的な考え方

本格的な人口減少・長寿社会の到来などの社会情勢に的確に対応するため、県政の最上位計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（令和3年3月策定）において、「教育県岡山の復活」「地域を支える産業の振興」「安心で豊かさが実感できる地域の創造」を重点戦略としている。その下に、戦略プログラムとして「保健・医療・福祉充実プログラム」「結婚・妊娠・出産応援プログラム」「子育て支援充実プログラム」を掲げ、これらのプログラムに着手に取り組むことにより、子どもから高齢者まで全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指す。

2 保健・医療・福祉充実プログラム

困難な問題を抱える女性への支援については、支援を必要とする人に寄り添った相談対応や一時保護等の実施、自立や地域生活への移行に向けたサポートなど、関係機関や民間団体と連携・協働しながら、包括的な支援を行う。

農業分野における障害のある人の就労をさらに進めるため、農業との連携に取り組む障害福祉事業所の掘り起こしを行うとともに、新たに水産業との連携に着手するなど、農福連携サポートセンターの機能強化を図る。

障害者差別の解消や合理的配慮の提供について周知啓発等を行うとともに、障害がある人が困っているとき自分にできる範囲でサポートするあいサポーターを養成し、障害のある人や障害の特性について県民の理解促進を図る。

聴覚障害児と保護者等に対し、適切な情報提供と切れ目のない支援を行うため、医療・保健・福祉・教育の連携体制を構築するとともに、聴覚障害児支援の中核機能の整備・強化を図る。

発達障害の診断待機時間の解消を図るため、地域の拠点となる医療機関にアセスメント対応職員を配置するとともに、発達障害を診断する医療機関相互の連携体制を構築するモデル事業を実施する。

介護現場の生産性向上については、総合窓口となる介護生産性向上総合相談センターを設置し、セミナーや研修会の開催、介護ロボット・ICTの導入等に係る相談対応や有識者派遣による伴走支援などを行うことで、職員の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを推進し、介護現場のイメージアップ、サービスの質の向上を図る。

3 結婚・妊娠・出産応援プログラム

『企業とのタイアップ』として、男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくりの推進に向け、経営者等の子育て支援に取り組む意識醸成を図るシンポジウムを実施するほか、優良事例の横展開や、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業の顕彰、アドバンス企業のメリット強化を行う。また、働き方改革等をテーマに若者と企業の経営者等による意見交換を行う。

『結婚の“壁”対策』として、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。縁むすびネットの利便性向上のためのシステム改修や登録「無料」キャンペーン、成婚記念プレゼントキャンペーンを実施する。また、応援アンバサダーの選任・活用

より結婚の気運醸成を図るとともに、新婚夫婦や結婚を希望するカップルが協賛店舗に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」アプリを構築・運用する。

結婚や子育てに関する『空気感の醸成』として、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する県民運動を実施するほか、若い世代が子育て家庭を訪問して子育てを体験する機会を提供する。また、同窓会開催経費の補助等を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。

『ライフステージに応じた切れ目のない支援』として、安心して妊娠・出産、子育てができる持続的で切れ目のない医療・母子保健サービス等の提供体制を構築するため、限られた医療資源が機能を最大限発揮できるよう、分娩・健診機能の分化・連携や助産師等へのタスクシフト等を促進するとともに、新生児聴覚検査体制の充実や市町村が行う産後ケア事業の支援等に取り組む。

『市町村との連携』として、市町村の主体的・意欲的な取組の検討・実施を伴走支援するほか、少子化に係る地域データの見える化・最新化やシミュレーターの作成により、市町村がより精度の高い施策検討を行えるよう支援する。

さらに、次期岡山いきいき子どもプランの策定や、プラン策定や事業実施に子どもの意見を活かすためのアンケートを実施する。

4 子育て支援充実プログラム

保育士不足を解消するため、保育士・保育所支援センターの体制を強化し、潜在保育士の掘り起こしや就業支援の取組を一層推進する。

市町村や保育士養成施設と連携した広域的な保育士確保の取組として、大規模な就職相談会、保育職場等体験ツアー、インターンシップの費用助成のほか、国の法改正を前提とした地域限定保育士制度の導入等により、さらなる保育士確保を強力に進める。

保育士の負担軽減や働きやすい職場環境づくりの取組として、公立保育施設への保育支援員の配置支援、ICT導入促進に向けたシステム見本市開催のほか、若手保育士が悩み等を共有・相談できる交流会の開催等により、保育士の離職防止につなげる。

市町村の、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの整備や、支援を必要とする家庭等を対象とした家庭支援事業を推進し、包括的な支援体制の強化を図る。

権利の主体である“子ども”が、子どもの権利やヤングケアラー等についての理解を深められるよう啓発を実施するとともに、支援者に向けた研修等を実施する。

第4 主要事業の概要

《福祉企画課》

1 戦争犠牲者等の援護業務

旧軍人・軍属及び戦傷病者、戦没者遺族、帰国者又は未帰還者など戦争犠牲者に対する援護は、国家補償の見地から主に「恩給法」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」を基本として、種々の援護施策が行われてきており、援護範囲の拡大、年金額の増加や特別弔慰金の増額等内容の改善・充実が図られている。

中国残留邦人等については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」等に基づき、各種支援策を行う。

(1) 戦没者遺族に対する援護

戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務を行う。

また、戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

(2) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給・障害年金の給付の請求指導、国への進達及び戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付、JR乗車券類引換証の交付等を行うほか、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定事務を行う。

また、戦傷病者相談員を設置し、戦傷病者の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

(3) 旧軍人・軍属等に対する援護

旧軍人等の在職年に対応する普通恩給、一時恩給、加算改定等の請求手続の指導及び受給資格の審査並びに国への進達を行う。

また、公的年金への加算や叙勲の申請等のために軍歴証明書を発行する。

(4) 中国残留邦人等に対する援護

生活習慣や言葉等の相違から日本社会に定着していく上で困難を伴う中国残留邦人等に対して、生活の安定を図るための各種支援給付及び配偶者支援金の支給、日常生活の相談に応じる自立指導員や自立支援通訳の派遣、日本語教室やスクーリングの実施等、地域社会において早期に定着・自立ができるよう支援を行う。

2 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、無料で健康診断を実施する。また、各種手当の支給や介護老人福祉施設の入所等介護保険利用に係る自己負担分の助成を行うほか、被爆者相談員による相談事業等を実施する。

○県内被爆者数の推移

(単位：人)

年 度	被爆者数	新規	転入	転出	死亡
令和3年度	1,014	1	8	7	90
令和4年度	938	14	10	5	95
令和5年度	884	7	10	4	67

3 災害への対応

県内で災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、必要に応じて市町村への救助の委任を行うなど、災害救助法の適切な運用を行う。

○災害救助法の運用等

県災害対策本部規程に基づき、県内で災害が発生したときの災害救助法の運用事務、救援物資の備蓄等を行う。救援物資については、南海トラフ地震の被害想定に基づき、アルファ米等を計画的に購入し、県民局、地域事務所倉庫等に分散して備蓄している。

県の備蓄量（令和6年4月現在）

（内訳）アルファ米：348,400食、排便収納袋：496,500枚

《指導監査課》

1 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監督等

(1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法に基づき、法人の適正な運営の確保を図るため、社会福祉法人に対する指導監査等を行う。

○社会福祉法人の数（令和6年4月1日現在）

社会福祉法人	88
--------	----

※県所管の現存する法人のみ計上

(2) 社会福祉施設の指導監査

社会福祉法をはじめとする関係法令（老人福祉法等）に基づき、社会福祉法人が設置している各種社会福祉施設について、施設の適正な運営の確保を図るため、指導監査等を行う。

○社会福祉施設の数（令和6年4月1日現在）

施設種別及び関係法令	施設名	施設数
生活保護 【生活保護法】	救護施設	5
	授産施設	1
障害者福祉 【障害者総合支援法】	障害者支援施設	20
老人福祉 【老人福祉法】	養護老人ホーム	12
	特別養護老人ホーム	78
	軽費老人ホーム	30
児童福祉 【児童福祉法等】	児童養護施設	6
	児童発達支援センター	13
	障害児入所施設	1
	児童家庭支援センター	2
	保育所	105
	幼保連携型認定こども園	70
	保育所型認定こども園	13
	児童厚生施設	17
社会福祉住居 【社会福祉法】	無料低額宿泊所	2
社会福祉施設 合計		375

※県所管の現存する施設のみ計上

(3) 福祉サービス第三者評価事業

県が認証した公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する、福祉サービス第三者評価事業を推進する。

2 障害福祉サービス事業者の指導監督

障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業所等の指定を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、障害福祉サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、相談支援事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

○障害福祉サービス事業所等の数（令和6年4月1日現在）

居宅介護	92	共同生活援助	67
重度訪問介護	70	施設入所支援	24
同行援護	19	地域移行支援	25
行動援護	6	地域定着支援	24
療養介護	2	小 計	638
生活介護	76	児童発達支援	84
短期入所	56	放課後等デイサービス	135
自立訓練（生活訓練）	4	居宅訪問型児童発達支援	5
宿泊型自立訓練	1	保育所等訪問支援	21
就労移行支援	6	福祉型障害児入所施設	1
就労継続支援A型	34	医療型障害児入所施設	1
就労継続支援B型	121	小 計	247
就労定着支援	8	合 計	885
自立生活援助	3		

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休止を除く。）

3 介護サービス事業者の指導監督

介護保険法に基づき、介護サービス事業所等の指定（許可）を行うとともに、指定を受けた事業者に対し、介護サービスの質の確保・向上を図るための指導監督を行い、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を行う。

また、介護サービス事業者に係る市町村が行う指定及び指導監督等の事務に関して、指導・助言を行う。

○介護サービス事業所等の数（令和6年4月1日現在）

訪問介護	153	短期入所生活介護	115
訪問入浴介護	4	短期入所療養介護 （みなしを含む。）	95
訪問看護ステーション	57	特定施設入居者生活介護	42
訪問看護（みなしを含む。）	459	福祉用具貸与	28
訪問リハビリテーション （みなしを含む。）	423	特定福祉用具販売	29
居宅療養管理指導 （みなしを含む。）	992	介護老人福祉施設	90
通所介護	156	介護老人保健施設	41
通所リハビリテーション （みなしを含む。）	891	介護医療院	16
		合 計	3,591

※県所管の現存する施設・事業所のみ計上（休止、介護予防を除く。）

※「みなし」とは、保険医療機関等の指定や介護老人保健施設、介護医療院の許可があったときに介護保険事業所の指定があったものとして取り扱われるものをいう。

《地域福祉課》

1 地域福祉の推進

高齢者や障害のある人、子育て中の方などを含め、地域におけるすべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、安全・安心に暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

(1) 地域共生社会の実現

令和2年3月に改訂した「岡山県地域福祉支援計画」に基づき、共に支え合う地域づくりの推進、利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備、市町村地域福祉計画の策定の支援・推進を図る。

(2) 重層的支援体制の整備

国では、地域共生社会の実現に向け、市町村において、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに円滑に対応できるよう、既存の相談支援等の事業を活かしつつ、多機関協働やアウトリーチ等を組み合わせた包括的支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を令和3年度に創設した。

当該事業を実施する市町村に対し経費を補助するとともに、当該事業の実施を検討している市町村に対し研修会の開催やアドバイザーの派遣等の支援を行う。

(3) 福祉・ボランティア活動等の活性化促進

県民総参加の下に、ボランティア・NPO、福祉関係団体、行政等が協働して地域福祉を推進するための総合拠点施設として平成17年度に整備した「総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）」の有効活用を図る。

(4) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員の役割、活動に必要な知識及び地域社会における問題等について研修会を開催するとともに、地区民生委員・児童委員協議会が行う研修事業に対して助成することにより、民生委員・児童委員の資質の向上を図り、協力体制を整備する。

(5) 高齢者、障害のある人等への福祉サービスの利用等支援（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用援助など日常生活に必要な支援を行う。

(6) 刑事施設等退所者への福祉サービスの利用支援（地域生活定着促進事業）

平成22年度に設置した「地域生活定着支援センター」において、高齢や障害があることにより刑事施設等から退所した後に自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行う。

2 福祉基盤の充実

超高齢社会を迎え、福祉・介護サービスの需要は増大しているにもかかわらず、福祉・介護職場では有効求人倍率の高さにも見られるように人材の確保が難しい状況にあるため、福祉・介護人材の安定的な確保を図り、その定着を支援する。

また、社会福祉施設の整備に対する支援を行うとともに、福祉サービスに関する適正な運営の確保を図る。

(1) 福祉・介護人材の確保及び定着

ア 推進体制

(ア) 福祉人材センターの運営

岡山県社会福祉協議会内に設置した「岡山県福祉人材センター」において、関係機関・団体と連携し、無料職業紹介や福祉サービスに関する広報、啓発等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉・介護職場への就業と、就業した人材の定着を図る。

(イ) 福祉・介護人材確保対策推進協議会の運営

福祉・介護人材の確保に向けて、県、福祉人材センター、事業所（団体）、職能団体、養成施設、労働局などの関係機関や団体で構成するネットワーク組織によって、目標共有や、役割分担を明確にしなが、連携と協働の意識を醸成し、オール岡山で取り組む。

イ 事業の推進

地域医療介護総合確保基金の活用などにより、福祉・介護分野への多様な人材の参入を促し、職員が生き生きと働き続けることができる環境づくりを行うための事業を実施する。

目 的	主 な 事 業 内 容
入職者を増やす	<p>【若年層、女性、高齢者など興味・関心がある方向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員による出前講座の実施（小・中・高生対象） ○ 福祉のしごと職場体験ツアーの実施（小・中学生対象） ○ 高校生インターンシップの実施 ○ 仕事の魅力ややりがいを伝えるセミナー等の開催 ○ 福祉・介護分野初任者向け入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業の実施 ○ 介護の日（11月11日）関連啓発イベントの一体的実施 ○ おかやま介護GP（介護技術競技）の実施 ○ 効果的な情報発信（おかやまフクシ・カイゴWEB） <p>【養成施設の学生・事業所の職員向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士修学資金等の貸付（外国人も対象）（ウに再掲） ○ 外国人留学生に対する日本語学習等の支援 ○ E P A、技能実習、特定技能等の学習支援 <p>【事業所向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人介護人材受入制度説明等の実施

	<p>【求職者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉人材センターのキャリア支援専門員によるきめ細かなマッチング ○ 福祉の就職フェアの開催 ○ 介護分野・障害福祉分野就職支援金の貸付（ウに再掲）
離職者の再就職を促す	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在的有資格者の再就職に向けた研修・就職相談の実施 ○ 介護福祉士等の資格届出制度の推進 ○ 離職した介護人材への再就職準備金の貸付（ウに再掲） ○ 離職者を含めた介護福祉士意識調査の実施
離職者を減らす	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任職員合同入職式の開催 ○ 社会保険労務士による仕事の悩み相談・出張講座の実施 ○ キャリア形成のための訪問研修・セミナーの実施 ○ 研修受講時の代替職員の確保支援 ○ 介護福祉士資格の取得を目指す介護職員への実務者研修受講費用の貸付（ウに再掲） ○ メンター制度導入支援事業の実施 ○ 介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施
働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言の実施

ウ 介護福祉士修学資金等の貸付

介護福祉士養成施設や福祉系高校の在学者で、卒業後、介護福祉士として県内において指定業務に従事しようとする者に対し、修学資金を無利子で貸与し、修学を容易にするとともに、介護施設・事業所で働きながら介護福祉士資格の取得を目指す者に対し、実務者研修受講費用を無利子で貸与することにより、質の高い介護職員の確保及び定着を図る。

また、離職した介護人材に対し、再就職準備金を、他業種で働いていた方で一定の研修を終了した方に対し、就職支援金を無利子で貸与することで幅広く介護人材の確保を図る。（貸付主体：（福）岡山県社会福祉協議会）

○新規貸付状況

年 度	区 分	貸付決定 人員	貸付決定額（千円）
令和 4	修学資金	64	101,583
	実務者研修受講資金	41	7,126
	再就職準備金	5	1,980
	介護分野就職支援金	5	1,000
	障害福祉分野就職支援金	1	200
	福祉系高校修学資金	2	880
	福祉系高校修学資金返還充当資金	0	0

令和5	修学資金	73	121,404
	実務者研修受講資金	56	9,891
	再就職準備金	3	1,200
	介護分野就職支援金	2	400
	障害福祉分野就職支援金	1	200
	福祉系高校修学資金	3	1,220
	福祉系高校修学資金返還充当資金	0	0

エ 外国人介護留学生受入事業者に対する支援

介護福祉士の資格取得を目指す留学生へ奨学金等の支援を行い、将来、当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、県内の介護人材確保を図る。

○申請状況

年度	申請法人数	留学生数	補助額（千円）
令和4	8	20	3,922
令和5	7	19	3,661

(2) 社会福祉施設等の充実

ア 社会福祉施設等の整備

県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、県障害福祉計画などに基づき、社会福祉施設の計画的な整備を行う。

○令和5年度社会福祉施設等の整備実績

施設種別	箇所数			備考 (その他の内容)
	創設	その他	計	
障害福祉サービス事業所	—	1	1	大規模修繕等(1)
放課後児童クラブ	8	9	17	改築(7)、拡張(2)
児童養護施設	1	—	1	
合計	9	10	19	

イ 福祉サービスに関する苦情解決

岡山県社会福祉協議会内に「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、公正・中立な第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。

3 災害への対応

災害時に、県、市町村、災害時協力協定団体等が連携して、要配慮者（災害時に高齢や障害等により特に配慮を要する者）をはじめとする被災者の支援を適切に行えるよう、平時の取組を推進する。

○災害時における福祉支援体制整備事業

県、市町村、福祉関係団体等による災害時の連絡体制や検討事項に関する会議や、社会福祉施設職員等を対象に災害対応に関する研修会を実施するとともに、岡山DWAT（災害派遣福祉チーム）の機能強化を図るなど、災害時に福祉支援を機能させるための体制整備を図る。

4 女性支援事業

日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援の拠点であり、DV被害者支援の中核ともなる女性相談支援センターにおいて、各種相談への対応や、相談を行う機関の紹介、医学的・心理学的な援助、一時保護を実施するとともに、夜間・土曜のDV電話相談を行う。

また、市町村等を対象としたDV相談に係る研修会の実施、様々な問題を抱える外国人からの相談対応のための通訳者養成等を行う。

5 低所得者福祉

(1) 生活保護制度

ア 保護の実施状況

県内の近年の生活保護率は、昭和56年度の1.37%をピークに平成8年度には0.68%まで低下したが、景気の長期低迷等の影響を受けて上昇に転じた。

その後、平成17年度の0.98%以降、ほぼ横ばい状態となっていたが、平成20年後半からの景気・雇用情勢の悪化に伴い急激に上昇した。平成29年度の1.34%以降、県全体では若干減少傾向にあったが、令和3年度から都市部は増加傾向で、郡部は減少傾向となっており、県全体では、ほぼ横ばいとなっている。

なお、保護の実施機関は、県（県民局）、市及び福祉事務所設置町村である。

○保護世帯数等（令和6年3月分）

実施機関	保護世帯数(世帯)	保護人員(人)	保護率(%)
3 県民局(9 町)	365	442	0.47
15 市	18,145	22,901	1.31
1 町 2 村	67	84	0.55
合 計	18,577	23,427	1.26

イ 生活保護制度の適正実施

生活保護の適用は、資産、能力その他あらゆるものの活用を要件としているが、真に生活に困窮している者に対しては速やかに必要な給付を行うとともに、保護を受ける必要がない者が不正に給付を受けることがないよう、適正に運営することが必要である。また、自立助長のための就労支援などの充実が求められている。

このため、研修等により福祉事務所職員の資質の向上を図るとともに、岡山労働局等関係機関との連携強化や福祉事務所への法施行事務監査を通じて実施水準の向上に努めている。

○保護の種類

生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品、教材、学校給食、通学に要する費用
住宅扶助	家賃等のほか家屋の補修等に要する費用、転居に際しての敷金等の費用
医療扶助	医療機関において診療を受ける費用、施術、看護、治療材料の購入費等の費用
介護扶助	介護を受けるのに必要な費用、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送等の費用
出産扶助	居宅又は施設内での分娩に要する費用
生業扶助	被保護者の自立を促進するために、小規模の事業を営むための費用、必要な技能の習得のための費用、就職の準備のための費用、高等学校等の就学費用
葬祭扶助	葬祭に要する費用

ウ 生活扶助基準の改定

生活扶助基準の改定は、国民の消費動向に対応して行われており、平成15年度及び平成16年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため制度発足以来初めて引き下げられた。平成17年度から平成24年度までは据え置かれたが、平成25年8月から平成27年度まで、段階的に引き下げが行われた。また、平成30年10月以降については、それまでの基準額から減額幅を5%以内に調整を図る経過的加算を設け、平成30年10月を起点として1年間ずつ3年間をかけて段階的に改定が行われた。5年に1度の見直しを、令和5年10月に基準改定を行なったが、今般の新型コロナウイルス感染症や物価上昇などによる生活の影響踏まえて「臨時的・特例的な措置」として、一人につき月額1,000円を上乗せする措置により、保護費が見直し前より下がらないようにしている。(令和6年末まで)

○級地別の生活扶助基準(令和6年4月現在)

区分	基準額	市町村名
1級地-2	158,630円	岡山市、倉敷市
2級地-2	150,320円	玉野市
3級地-1	149,280円	津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
3級地-2	144,100円	真庭市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町、西粟倉村、新庄村

(注) 33歳、29歳、4歳の3人世帯の場合
(一人につき月額1,000円を上乗せ措置含む)

エ 保護施設の状況

生活保護法による県内の保護施設は、障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする救護施設と、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会等を提供し自立助長を目的とする授産施設がある。

○県内の保護施設の状況(令和6年3月31日現在)

	公 立		社会福祉法人		計	
	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)	施設数	現員(定員)
救護施設	2	59(80)	5	299(310)	7	358(390)
授産施設	—	—	2	60(60)	2	60(60)

(2) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行う。

必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプラン作成等を行う自立相談支援事業（令和5年度新規相談件数 県全体 10,114件、うち3県民局分 67件）を実施するとともに、離職により住宅を失った者等に家賃相当の住居確保給付金を支給する（令和5年度支給実績 県全体 60件 17,799,800円、うち3県民局分 2件 123,000円）。

また、任意事業として、県では、就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの課題を抱える者に対し、県内の中間就労の場において被保護者等就労準備支援事業を行うとともに、市町村での任意事業の取組が進むよう先進事例の説明会を開催するなど、情報の提供や助言等の支援を行う。

《子ども未来課》

1 少子化対策

社会・経済に大きな影響を及ぼす今日の急速な少子化の流れに歯止めをかけるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めることが重要となっている。

○県の人口推移 (各年 10 月 1 日現在、単位：人)

年次	県人口	年 齢 別 内 訳		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17年	1,957,264	275,743	1,236,318	438,054
平成22年	1,945,276	264,853	1,178,493	484,718
平成27年	1,921,525	247,890	1,098,140	540,876
令和2年	1,888,432	229,352	1,032,394	557,991

※国勢調査による。

※人口総数には、年齢区分不詳を含む。

○合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）、出生数（人）

	区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
合計特殊 出生率	岡山県	1.54	1.53	1.47	1.48	1.45	1.39
	全 国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
出生数	岡山県	14,910	14,485	13,695	13,521	13,107	12,371
	全 国	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759

※厚生労働省「人口動態調査（確定数）」による。

(1) 「岡山いきいき子どもプラン2020」の推進

子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境の変化を踏まえ、少子化対策・子育て支援施策の総合的な計画である「岡山いきいき子どもプラン2020」に基づき、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進する。

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」等に位置付けている。

なお、本プランは今年度終期を迎えることから、次期プランを策定する。

(2) 企業とのタイアップ

「県内企業の子育て支援に関する調査」（令和5(2023)年度実施）の結果、「企業として子育て支援に取り組むべき」と考えている事業所が9割を超える一方で、実際の取組具合は規模や業種によって差があることが見て取れた。また、積極的に取り組んでいる事業所には共通して、子育て支援に対する経営者の意識が高いという特徴が見られ、企業の子育て支援の取組を推進するには経営者の意識がポイントになることも分かった。

これらを踏まえ、企業経営者の意識改革や、企業の取組の後押し、積極的に取り組む企業へのメリット供与につなげる事業を行い、企業との連携の下、男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを推進する。

ア 働きやすい・安心して子育てできる職場づくり応援事業

(ア) 経営者等の意識醸成推進事業

企業での子育て支援の取組には、経営者や役員理解や社風が大きく影響していることから、経営者等が子育て支援により前向きに取り組む意識を醸成す

るため、シンポジウムを開催するとともに、開催前の気運醸成を図るため、優良企業の経営者等のインタビュー記事を新聞紙面に掲載するリレートークを実施する。

(イ) 企業版子育て支援情報展開事業

子育て支援の取組が進んでいない企業を後押しするため、ポータルサイトや優良事例集（産業労働部と共同作成）を作成し、国や自治体の支援制度の情報提供や、優良事例の横展開を図る。

(ウ) 子育て応援宣言企業等取組推進事業

「子育て応援アワード」を創設するとともに、アドバンス企業のメリットや情報発信を強化するために、ハローワークと連携した人材確保や、認定要件達成に向けた就業規則改正等の支援、大学等への制度の周知を行い、子育て支援に取り組んでいる企業のさらなる取組を推進する。

イ おかやま子育て応援宣言企業活性化事業

おかやま子育て応援宣言企業制度のさらなる活性化に向け、登録企業の訪問指導等により取組向上を図る。

(3) 結婚の“壁”対策

ア おかやま出会い・結婚サポートセンター事業

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化への対応として、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。同ネット登録無料キャンペーン、成婚記念プレゼントキャンペーンを実施するとともに、結婚支援ボランティアの講座の充実等を行う。

イ おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業

企業や他県と連携して、出会いの場を提供するとともに、結婚応援アンバサダーやインターネット広告等を活用し、効果的な周知・広報を行うことで、結婚に向けた気運の醸成を図る。

ウ 結婚応援パスポート事業

結婚を希望するカップルや新婚夫婦が、協賛店に提示することで、料金割引等のサービスを受けることができる「おかやま結婚応援パスポート」をアプリケーションで構築・運用する。

【交付対象者】

* 2年以内に結婚を希望する独身のカップル

* 結婚2年以内の新婚夫婦

エ 出会いイベント開催支援

出会いイベントの実施又は開催経費の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援し、結婚希望者へ多様な出会いの機会を提供する。

(4) 空気感の醸成、社会全体で子育てをする気運の醸成

ア 結婚、出産、子育て応援キャンペーン事業

(ア) こどもまんなかマナーアップ県民運動

社会全体で結婚や出産、子育てを応援する気運の醸成を図るため、子育てに優しい社会の実現に向けた県民運動を実施する。

(イ) 子育て家庭留学、先輩ママ・パパとの交流会

若い世代が子育て家庭を訪問して子育てを体験する機会や交流する場を提供し、結婚や子育てに対するネガティブな認識の変化や不安の解消を図る。

イ 同窓会開催支援

同窓会の開催経費の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援することで、同世代の若者の交流を推進し、結婚への関心の喚起のほか、出会いの機会の創出、Uターン・定住の促進等を後押しする。

ウ ももっこカード利用促進事業

協賛店でカードを提示すると料金割引等のサービスを受けることができる「ももっこカード」を企業・市町村との協働で展開する。

令和6(2024)年1月15日からアプリ版の運用を開始しており、年齢や地域を限定した通知やアンケート機能などを活用し、子育て支援に資する情報発信力の強化を図るとともに、協賛店や利用者拡大に向けて、SNS等を活用した利用促進イベントを実施する。

エ パパ・グランパ・グランマ力アップ事業

「取るだけ育休」にならないよう父親等の育児参加につながる講座を実施する。また、子育て応援BOOK（パパ編、グランパ&グランマ編）を改訂する。

オ 地域の子育て応援事業

ももっこステーション・子育てカレッジや、地域で活動する子育て支援団体などが参加する子育てイベントを開催し、子育て家庭と支援団体との橋渡し及び団体相互の連携促進を図り、楽しく安心して子育てができる環境づくりを行う。

(5) ライフデザイン構築支援

ア 結婚・子育てライフデザイン講座事業

子育て中の方とのワークショップや企業の子育て支援の紹介等を取り入れたライフデザイン講座を、高校生から社会人まで各年代に合わせて、学校・企業単位でモデル事業として実施する。

(6) 市町村と連携した少子化対策の推進

ア 地域少子化対策重点推進交付金

国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、結婚や子育てに温かい社会づくり、気運の醸成などの取組を行う市町村を支援するとともに、新婚世帯に住宅費用や引越費用などを補助する結婚新生活支援事業に取り組む市町村の拡大を図る。

イ 少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業

新たな少子化対策にチャレンジする市町村とともに、地域課題の把握や対策の検討を行い、事業実施に係る費用の支援を行うことにより、少子化対策に意欲的な市町村を伴走型で支援するとともに、優良事例の横展開を図る。

ウ 少子化分析市町村支援事業

出生率には、生活環境や住環境、子育て支援サービスなどの地域特性をはじめ、それらに起因した個人の意識など、様々な要因が複雑に影響しており、少子化対策を進めるに当たっては、地域の課題を明確化し、実情に応じた取組を展開することが重要であるため、地域ごとの指標を見える化し、少子化対策に取り組む市町村を支援する。

(7) 第3子以降保育料無償化事業

多子世帯の経済的負担を軽減し、3人以上の子どもを持ちたい世帯の希望がかなうよう、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化又は軽減する市町村を支援する。

2 子ども・子育て支援施策の推進

地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村と連携し、子ども・子育て支援制度の着実な実施に努める。

認定こども園、保育所等の利用に対する「子どものための教育・保育給付」、認可外保育施設、預かり保育等の利用に対する「子育てのための施設等利用給付」等について、給付等を行う市町村を支援する。

○保育所等の状況（各年度4月1日現在）

区分	公私の別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数(か所)	公立	196	198	197	194	192
	私立	252	259	268	270	272
	計	448	457	465	464	464
定員数(人) (A)	公立	18,157	18,686	18,654	18,600	18,368
	私立	28,513	29,151	30,068	30,115	30,404
	計	46,670	47,837	48,722	48,715	48,772
入所児童数(人) (B)	公立	16,115	16,185	15,807	15,416	14,874
	私立	28,433	28,968	29,621	29,815	29,757
	計	44,548	45,153	45,428	45,231	44,631
充足率 (B/A)	公立	88.8%	86.6%	84.7%	82.9%	81.0%
	私立	99.7%	99.4%	98.5%	99.0%	97.9%
	計	95.5%	94.4%	93.2%	92.8%	91.5%
待機児童数 (人)		580	403	104	79	56

※厚生労働省「福祉行政報告例」、こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」による。

(1) 保育サービスの充実等

ア ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の就労者や主婦を会員とし、児童の預かりの援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡調整を行う。

イ 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭で、一時的に家庭での保育が困難となる場合、一時的に児童を預かり、必要な保護を行う。

ウ 延長保育事業

保育所等で通常の利用日・利用時間以外の日・時間において保育を行う。

エ 病児保育事業

病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。

市町村域を越えた相互利用の推進により、病児保育を利用できる環境整備を図る。

(2) 保育人材の確保

ア 保育士の試験・登録

保育士試験を年2回実施するとともに、保育士の資格を有する者が保育士業務を行えるよう、児童福祉法の規定に基づき、県が備える保育士登録簿へ保育士登録を行う。

イ 保育士・保育所支援センター

保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供やマッチング等により潜在保育士の掘り起こしと就業支援を行うとともに、相談支援や研修会の開催により現任保育士の離職防止を図る。

ウ 保育士修学資金等貸付

保育士就学資金貸付制度を活用し、指定保育士養成施設に在学する学生の県内保育所等への就職を促進するとともに、保育士就職準備金貸付制度を活用し、潜在保育士の再就職を支援する。

(3) 市町村等と連携した広域的な取組**ア 保育士確保****(ア) 広域エリアでの就職相談会**

県内指定保育士養成施設の学生の、県内保育施設での就労を促す取組として、広域エリアでの保育の仕事に関する就職相談会を開催する。

(イ) イメージアップ広報

ICT活用等により働きやすい職場づくりが進む保育の現場を動画等で紹介する。

(ウ) 保育士募集のエリア一括発信

市町村の保育士募集を県において発信する。

(エ) 保育職場等体験ツアー

学生を対象とする保育職場等見学会（保育の様子・園の方針、周辺地域の状況）を実施する。

(オ) 保育職場インターンシップ助成

保育施設がインターンシップを実施するにあたり必要となる経費や参加学生の旅費等の経費を助成することにより、インターンシップを促進し、保育士を目指す学生の就業意欲の向上を図る。

(カ) 地域限定保育士制度の導入

実技試験の代わりに実技講習の修了認定をもって保育士資格を取得できる地域限定保育士制度の導入及び試験合格者への受験手数料の補助により、保育士試験の受験促進を図る。（※法改正が前提）

イ 保育士の負担軽減**(ア) 保育補助者等の配置支援**

国補助制度を活用し、研修修了等を要件とする保育補助者（公立・私立）や、資格不要の保育支援者（私立）の配置経費を支援するとともに、新たに単県事業として、公立保育施設への保育支援者の配置経費を支援する。

(イ) ICT 機器見本市の開催

保育業務のさらなる ICT 化推進に向けたシステム見本市を開催する。

(ウ) 専門家による個別実地相談指導

保育の専門家を派遣し、保育施設の課題に応じた個別実地相談指導を行う。

(エ) 若手保育士の交流会

若手保育士が悩み等を共有・相談できる場づくりとして交流会を開催し、若手保育士の離職防止、横のつながり強化を図る。

(オ) 管理者向け職場環境改善セミナー

働きやすい職場づくりに向けた意識の醸成を図るため、保育所等の運営に携わる保育施設の管理者を対象としたセミナーを実施する。

ウ 県・市町村子育て支援施策推進会議

平成 30(2018)年に設置した「県待機児童等対策協議会」を発展的に解消し、厳しさを増す保育人材の確保等について、情報共有や議論を深める場として新たに「県・市町村子育て支援施策推進会議」を立ち上げ、全市町村と県が連携・協力しながら施策の推進につなげる。

(4) 保育の質の向上**ア 発達障害児支援保育士等研修**

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特性を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした研修を実施する。

イ 3歳未満児保育サービス向上支援研修

3歳未満児の保育の実施に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、保育士同士の情報交換の機会を提供し、地域の子育て支援の核となる保育士等の資質向上を図る。

ウ 保育士等キャリアアップ研修

保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士等のキャリア

アップ及び処遇改善につなげる。

エ 認可外保育施設の質の確保

認可外保育施設職員に対して重大事故防止などの研修を行う。

オ 子育て支援員研修

地域における子育て支援の担い手として、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業などで保育や子育て支援に従事する人材を育成するための研修を実施する。

(5) 放課後児童クラブの支援

ア 放課後児童健全育成事業

児童館、保育所・学校の余裕教室などを利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図る放課後児童クラブの運営及び施設・設備の整備を支援する。

イ 放課後児童クラブ学びの場充実事業等

児童の学習活動をサポートする人員の配置等を支援することにより、児童に学習習慣を定着させる。また、地域の様々な人々と関わり合うことのできる体験活動の実施を支援することにより、充実した学びの場を構築し、児童の健全な育成を図る。

ウ 放課後児童支援員等の確保及び質の向上

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修

児童の育成支援に従事する「放課後児童支援員」の資格取得研修を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図る。

(イ) 放課後児童支援員等資質向上研修

児童の育成支援に従事して間もない職員や、指導的立場にある職員に対する資質向上研修等を体系的に実施することにより、放課後児童支援員等のキャリアアップ及び処遇改善につなげる。

(6) 地域の子育て支援の充実

ア ももっこステーションの設置促進

乳幼児とその保護者が相互に交流したり、子育て相談ができる身近な居場所である「ももっこステーション」の認定を市町村へ働きかけるとともに、SNS、県のホームページ等により、認知度向上のための情報発信を行う。

イ おかやま子育てカレッジ

大学等が有する専門知識や施設等を活用した地域ぐるみの子育て支援の取組を行う「おかやま子育てカレッジ」の活動を支援するとともに、カレッジ間のつながりづくりを進めることにより、大学、行政、地域の協働による子育て支援ネットワークを強化する。

《子ども家庭課》

1 ひとり親家庭等の自立の促進

経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭等に対し、相談体制の充実を図るとともに、就労や生活の支援などの施策により、ひとり親家庭等の自立促進を図る。

(1) 生活の支援

母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要な家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援等を実施する。

(2) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、養育費確保のための支援等を実施する。

(3) 就業の支援

ひとり親家庭支援センターによる就業相談や就業情報の提供、個々の状況・ニーズに応じた自立支援計画の策定、就職に有利な資格取得のための給付金の支給、高等学校卒業程度認定試験合格のための学び直しの支援等を実施する。

2 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する県計画に基づき、教育や生活支援、保護者に対する就労支援などの重点施策を、子どもの貧困対策会議等を通じ、関係部局が連携して総合的に推進する。

また、困難を抱える子どもを支援するため、市町村が早期発見・早期支援の仕組みを取り入れるよう研修会を実施する。

さらに、民間団体間のネットワークを作り、各団体の対応力等の向上を図るほか、新たに子どもの居場所を立ち上げる際の経費を補助するなど、子どもが家庭環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進する。

3 児童手当

子どもの健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する者に対し、年齢等に応じて児童手当を支給する。

4 子ども災害見舞金

県内で発生した自然災害により被災した子どもの生活の安定のため、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを対象として、その養育者等に対し見舞金を支給する。

5 児童相談所による相談等の充実

子ども福祉に関する専門的な窓口として、子どもに関する諸問題について相談を受け、助言、指導、判定、措置及び一時保護を行う。

6 子ども虐待防止対策の推進

(1) 行動計画の策定と推進

「岡山県子どもを虐待から守る条例」（平成28年4月施行）に基づき、行政が取り組むべき子ども虐待防止施策に関する行動計画を策定し、発生予防から早期発見・早期支援、虐待を受けた子どもの保護・支援、アフターケアまでの総合的な取組を実施する。

(2) 県民意識の向上

11月の「子ども虐待防止を推進する月間」に行う街頭啓発活動等により、体罰によらない子育てや児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口のさらなる周知を図る。

(3) 関係機関・地域との連携強化

関係機関で構成する「岡山県要保護児童対策地域協議会」や「市町村要保護児童対策地域協議会」が連携し、子どもを守る地域ネットワークを強化することにより、地域ぐるみで要保護児童等を支援する。

(4) 児童相談所の体制強化

困難事例への対応力強化のため、医師、弁護士等からスーパーバイズを得るとともに弁護士と顧問契約を締結し、常時、助言を得られる体制を整備する。また、中央児童相談所と倉敷児童相談所に警察職員を配置し、警察との連携強化を図る。

時間外や休日の通告・相談に対応する相談員を配置し、いつでも相談に応じられる体制整備を図る。また、虐待通告を受理した際、職員の指揮の下、子どもの安全確認等の業務を行う児童虐待対応協力員を全児童相談所へ配置する。

親子関係の再構築を支援するため、支援員を配置するとともに、職員の保護者指導支援プログラムの資格取得を進める。

(5) 職員の資質向上

児童相談所職員の資質向上として、職員の経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性及び市町村への支援力の向上を図る。

また、市町村、児童養護施設等の職員を対象として、子ども虐待対応力等の強化のための各種研修会を開催する。

(6) 市町村の支援

すべての妊産婦、子どもやその家族へ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を促進するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会に弁護士及び医師等からなる専門チームを派遣し、機能強化を図る。

また、児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置し、市町村と児童相談所との連携強化を推進する。

7 社会的養育の推進

(1) 県計画の推進

「岡山県社会的養育推進計画」の進捗状況を確認し、現状を踏まえて計画の見直しを行う。

計画に基づく取組みを通じて、社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」を保障され、家庭や家庭に近い環境で適切な養育を受けら

れるよう、子どもの意見を受け止める体制の整備、里親制度の充実、児童養護施設等の機能強化等に取り組む。

(2) 子どもの意見を受け止める体制の整備

虐待等の理由により、里親、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、社会福祉審議会を活用した仕組みを通じて、支援内容・養育環境の改善、子ども福祉施策への確実な反映を図る。

(3) 里親制度の推進

里親・里子支援のための児童福祉司等を全児童相談所に配置し、施設の里親支援専門相談員、里親会等と連携して里親委託を推進するほか、里親制度の普及啓発、養育力向上のための研修等を実施する。

(4) 児童養護施設等の機能強化

施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成する研修を実施するとともに、直接処遇職員等の処遇改善のために必要な研修の受講を支援することにより、専門性の向上や人材の確保・定着を図る。

また、施設が計画的に実施するケア単位の小規模化・地域分散化に向けた整備や、児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの運営を支援し、機能強化を図る。

(5) 被措置児童等の虐待防止

対応困難事例に対する研修会等を実施し、施設職員の対応力向上を図るとともに、「子どもの権利ノート」を活用して被措置児童等が意思表示できる仕組みを周知するなど、被措置児童等の虐待防止に向けた取組を推進し、社会的養護の質の確保を図る。

(6) 児童養護施設等退所者等の支援

児童養護施設等退所者やこれまで公的支援につながらなかった者に対する相互交流の場の提供、生活や就学・就労相談等の実施により、社会的自立に向けた総合的な支援を実施する。

8 青少年総合対策の推進

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて、第3次岡山県子ども・若者育成支援計画（計画期間：令和4年度～令和6年度）に基づき、各種施策を推進する。

(1) 岡山県青少年問題協議会の運営

地方青少年問題協議会法の規定による青少年の育成等に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見具申を行う。

(2) 岡山県青少年健全育成審議会の運営

岡山県青少年健全育成条例の規定による優良図書の推奨や有害図書の指定等の調査審議及び意見具申を行う。

(3) 青少年総合対策推進会議の開催

青少年対策に関する情報交換及び総合調整を行い、事業の推進を図る。

(4) 青少年対策マトリックスによる連携推進

ア 本庁マトリックス

青少年の健全育成及び非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会及び警察本部によるマトリックスを子ども家庭課に置き、啓発活動の一元化や関係事業の総合調整を図る。

イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックスを県民局地域づくり推進課に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

9 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者の健やかな成長のための基礎づくりや社会の変化に対応できる力の育成、交流や体験活動等を通じた社会性・自立性の確立などに取り組む。

○子ども・若者の自立を育む多様な交流

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として「岡山県青少年の島」（瀬戸内市黒島、倉敷市六口島、笠岡市梶子島）を設置している。

10 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあり、様々な問題が複雑に絡み合っていることが多いため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に取り組むとともに、関係機関・団体等が連携した総合的な支援に取り組む。

(1) ニート・ひきこもりの若者の支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援をより身近な市町村で組織的に対応するため、各市町村における子ども・若者育成支援計画の策定及び子ども・若者支援地域協議会など困難を有する子ども・若者を支援する連携体制の整備に向け、助言・働きかけを行う。また、高等学校等との連携により中途退学者等の情報を把握し、青少年総合相談センターに配置している青少年ケアコーディネーターとおかやま子ども・若者サポートネットが連携して早期のケアを実施する。

(2) 青少年の非行防止

ア 広域補導の実施

青少年の非行に広域的に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に委託し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しでの補導を行う。

イ 青少年育成（補導）センターとの連携

青少年育成（補導）センターとの連携により、街頭補導、少年相談など非行防止活動の促進に努める。

11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

将来の予測が困難な時代が到来する中において、グローバルな視点を持って未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組む。

○グローバル社会で活躍する人材の育成

グローバル人材の育成を目的とした内閣府主催の青年国際交流事業（国際社会青年育成事業、東南アジア青年の船事業等）への県内青年の参加を促進するため、本事業の広報を行う。

12 子ども・若者とともにつく地域・社会づくり

家庭や地域、学校等が連携して、子ども・若者の健やかな成長を支えるとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の整備を推進し、子ども・若者とともにつく地域・社会づくりに取り組む。

(1) 家庭における教育力の向上

ア 青少年健全育成に向けた講師派遣事業

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成活動に取り組む各種団体等が開催する講座、研修会又は講演会等に青少年健全育成の分野において専門的知識及び経験を有する講師を派遣する。

イ スマホ・ネット問題解決タスクフォース

携帯電話事業者も参画した官民一体の検討チームにおいて、フィルタリングの徹底や家庭でのスマホ等のルールづくりの重要性等についてより効果的な啓発手法を検討、実践し、青少年のスマホ・ネットの適切な利用に向けた対策に取り組む。

(2) 地域における教育力の向上

ア 青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月及び3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、(公社)岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体と一体となった、県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

イ 青少年相談員

青少年を地域で見守り、青少年が気軽に相談できる窓口として、地域の方を青少年相談員として登録し、学校と地域のつなぎ役として活動してもらう。

ウ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を「岡山県わかば賞」として顕彰する。

(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

ア 青少年健全育成条例

青少年健全育成条例に基づき、優良図書等の推奨及び有害図書等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、教育、警察等関係機関と連携した年間の随時調査、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、関係業者等への周知・指導等を行い、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

イ 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

県民や関係者に条例の周知・広報を行うとともに、条例の遵守状況を確認するため、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施する。

13 相談体制の充実

青少年総合相談センターにおいて、子ども・若者やその家族が相談しやすい体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化する。

(1) 青少年総合相談センターの運営

青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

<相談窓口一覧>

○「総合相談窓口」（子ども・福祉部子ども家庭課）

- 「教育相談」「進路相談」（教育庁人権教育・生徒指導課）
- 「ヤングテレホン・いじめ110番」（警察本部少年課）

（２）SNS相談の実施

青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、令和5年5月から青少年総合相談センターでのSNSを活用した相談窓口を通年で開設している。

（３）青少年相談の充実強化

高校中途退学者等がニート・ひきこもりへ移行しないよう、早期対応するため、青少年総合相談センターに青少年ケアコーディネーターを配置し、相談支援を実施するとともに、困難な相談内容に対応するため、公認心理師を配置し、専門相談を実施する。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関等が参加する研修会や事例研修等を通じて、専門的機能を高めるとともに、きらめきプラザ内に集約された相談機関をはじめ、「おかやま子ども・若者サポートネット」の各支援機関等との連携強化を図る。

《障害福祉課》

1 福祉のまちづくりの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いの個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適に生き生きと生活できるバリアフリー社会の実現を目指して、岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進する。

(1) 心のバリアフリーの推進

障害の特性を理解し、自分にできる配慮や支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、互いに人格を尊重し合いながら共生する社会を目指す、あいサポート運動や障害者週間等におけるイベントでの普及啓発により、障害のある人への差別解消及び心のバリアフリーを推進する。

ア あいサポート運動の推進

研修を通じて、あいサポート運動を実践するあいサポーターを養成するとともに、組織で取り組む企業・団体をあいサポート団体に認定するなど、あいサポート運動を積極的に推進する。

イ 障害者週間等のイベントによる普及啓発

「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心に各種啓発事業を実施し、県民の障害に関する理解を深め、障害のある人への差別の解消を図るとともに、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

(2) 情報のバリアフリーの推進

ア 意思疎通支援

手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣等の実施により、意思疎通支援の充実を図る。

イ 手話言語条例

「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」（令和5年4月1日改正）に基づき、意思疎通支援の充実を図るとともに、手話をはじめ多様な意思疎通手段への理解が進むよう、県民への周知・啓発に努める。

(3) 物のバリアフリー

ア 生活関連施設の届出・協議

福祉のまちづくり条例に基づき、不特定の人が利用する施設（生活関連施設）等について、用途・規模に応じた整備基準や必要な手続きを定め、高齢者や障害のある人等の誰もが利用しやすい環境の整備を促進する。

イ パーキングパーミット制度の普及・促進

専用の利用証を交付し、身体障害者等用駐車場を利用できる人を明確にすることにより、対象外の者による駐車を防止し、身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため導入した「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の普及を促進する。

(4) 福祉移送支援事業の推進

移動制約者・NPO法人・タクシー事業者・市町村等により構成される福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性等について協議するとともに、福祉移送に従事する事業者のネットワーク形成を支援することを通じて、NPO法人等の特性を活かした福祉移送サービスの普及促進を図り、移動制約者の外出機会の拡大を目指す。

2 障害者計画の推進

障害者基本法に基づき、令和6年3月に策定した「第5期岡山県障害者計画」（計画期

間：令和6～10年度）を推進し、全ての県民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的
人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す
る社会の実現を目指すため、障害や障害のある人についての県民の一層の理解と関心を深
めるとともに、県政全般にわたる各種施策を実施する。

3 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年3月に策定した第7期岡山県障害
福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画を推進し、障害のある人の地域生活の支援や一般
就労への移行等を推進するため、必要な基盤整備や施策等を実施するとともに、各市町村
を通じ広域的な見地から障害福祉サービス・障害児支援の提供体制の確保や、障害のある
人及び子どもへの支援の充実を図る。

4 障害者差別解消法への適切な対応

障害者差別解消法への適切な対応を図るため、職員研修や県民への普及啓発を行うと
ともに、障害のある人への差別解消に関する相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会を設
置し、障害のある人への差別の解消を推進する。

(1) 相談窓口

各課室に相談対応責任者を設置し、県民からの相談に応じるとともに、総合相談窓口
として、県障害者差別解消相談センターを設置し、情報の提供や助言、関係機関との連
絡調整等の援助を行う。

(2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有するとともに、連携を図りながら障害者差別解消
のための取組を行う。

5 障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対
する正しい理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、岡
山県障害者スポーツ大会を開催する。

平成12年度に設立された岡山県障害者スポーツ協会を核として、平成13年度から身体
障害のある人と知的障害のある人のスポーツ大会を統合し、平成20年度からは、精神障
害のある人のバレーボールを、平成30年度からは精神障害のある人の卓球を正式競技に
加え、大会の充実を図っている。

(1) 第24回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

開催時期 令和6年4月～
会 場 岡山県陸上競技場（シティライトスタジアム） 外

(2) 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」

開催日程 令和6年10月26日（土）～28日（月）
会 場 SAGAサンライズパーク 外

6 身体障害のある人・知的障害のある人の現状等

(1) 身体障害のある人

身体障害者福祉法別表に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている人の状況は下記
のとおりである。

同法施行時は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃ
く機能の障害、肢体不自由が対象であった。その後、内部障害については、昭和42年
に心臓・呼吸器の機能障害、昭和47年に腎臓の機能障害、昭和59年にぼうこう又は直

腸機能障害、昭和 61 年に小腸機能障害、平成 10 年にヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全機能障害、平成 22 年 4 月から肝臓機能障害が対象範囲となっている。

○身体障害者手帳の交付状況

障害区分別の推移 (各年度 3 月 31 日現在) (単位：人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
視 覚 障 害	4,296	4,290	4,306	4,341
聴 覚 障 害	5,480	5,453	5,394	5,382
音声・言語	809	772	752	748
肢体不自由	36,207	35,247	34,188	33,156
内 部 障 害	23,464	23,702	23,848	23,941
計	70,256	69,464	68,488	67,568

障害等級別の推移 (各年度 3 月 31 日現在) (単位：人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 級	23,457	23,040	22,716	22,552
2 級	10,109	9,894	9,761	9,645
3 級	9,608	9,734	9,684	9,516
4 級	17,801	17,595	17,293	16,906
5 級	4,653	4,590	4,493	4,437
6 級	4,628	4,611	4,541	4,512
計	70,256	69,464	68,488	67,568

年齢別の推移 (各年度 3 月 31 日現在) (単位：人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
0歳～17歳	1,158	1,094	1,060	1,030
18歳～	69,098	68,370	67,428	66,538
計	70,256	69,464	68,488	67,568

(2) 知的障害のある人

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定され、療育手帳が交付された人の状況は下記のとおりである。

療育手帳には身体障害者手帳のように法令により全国統一の基準が定められておらず、都道府県（政令指定都市）ごとに判定基準を設けている。

○療育手帳の交付状況 (各年度 3 月 31 日現在) (単位：人)

区分	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	1,181	2,995	4,176	1,199	3,120	4,319	1,247	3,176	4,423
18歳以上	4,905	10,208	15,113	4,959	10,500	15,459	5,024	10,826	15,850
計	6,086	13,203	19,289	6,158	13,620	19,778	6,271	14,002	20,273

7 障害福祉サービス等の提供体制の整備

(1) 障害福祉サービス、障害児支援の確保

障害のある人が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等の提供を確保するために必要な経費を負担する。

(2) 地域生活支援事業等の推進

日常生活用具給付等事業や移動支援など障害のある人の地域生活を支援する事業について市町村へ補助を行い、障害のある人のニーズに即した事業の実施を推進する。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備

社会福祉施設等整備費補助事業などにより、障害のある人の地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、防災体制等の強化を図る。

(4) 障害福祉制度の円滑な運営

ア 障害者介護給付費等不服審査会の運営

障害支援区分認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理、裁決を行う障害者介護給付費等不服審査会を運営する。

イ 認定調査員等の資質の向上

障害支援区分認定の適正化を図るため、認定調査員、市町村審査会委員及び市町村職員を対象に研修を実施する。

ウ 市町村への助言・支援

障害福祉サービスの適切な支給決定事務等、制度の着実な運営を推進するため、市町村職員への研修や助言等を行う。

(5) 人材の養成・確保と資質の向上等

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成する。

また、令和4年度から各地域で中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成にも取り組むなど、就業後も資質向上を図ることができるよう、経験年数に対応した研修を実施する。

(6) 医療的ケア児等に対する支援

岡山県医療的ケア児支援センター（令和4年4月1日開設）において、医療的ケア児及びその家族等の相談に応じ、情報の提供・助言等の支援を行うとともに、医療的ケア児等が県内どこでも安心して生活できるよう、短期入所の充実や支援者の専門性向上を図る。

ア 短期入所サービス拡大促進事業

市町村と連携し、重症心身障害児者等の介護をする家族の負担を軽減するため、短期入所の利用日数等に応じ、事業所への補助を実施する市町村に対して補助を行う。

イ 短期入所事業所開設等支援事業

障害者支援施設等の空き部屋等の改修（小規模修繕に限る。）の経費の一部を補助し、短期入所事業所の整備・充実を図る。

ウ 医療的ケア児等支援者養成事業

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター養成研修を実施するとともに、令和5年度から当該研修修了者のフォローアップ研修や意見交換を行う。

エ 県・地域における協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各地域における協議の場の設置促進について、市町村等への働きかけを行う。

(7) 強度行動障害のある人に対する支援

令和3年度に設置した岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会での議論等を踏まえ、令和5年度から次の事業を実施し、支援者の負担軽減等を図る。

ア 強度行動障害への理解促進事業

強度行動障害への理解促進を図るため、県民や関係者を対象としたシンポジウム等を開催する。

イ 支援者等の資質向上研修

強度行動支援者養成研修（法定研修）修了後の施設職員等を対象とした現場での対応力を高めるための研修や役職者を対象とした体制整備等にかかる研修を実施する。

ウ スーパーバイザーの派遣コンサルテーション

保護者や事業所等からの相談助言を行う窓口を設置するとともに、事業所や病院、学校、保護者等からの依頼に応じて、各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討や環境整備等に関する具体的な助言等を実施する。

（８）障害のある人の就労支援の推進

障害のある人の就労、生活の両面をサポートする障害者就業・生活支援センターの着実な運営を進め、福祉事業所から一般就労への移行をより一層促進する。また、就労定着に向けた支援にも重点的に取り組み、障害のある人の就労を一体的に支援する。

（９）所得向上計画の策定・推進

障害のある人の工賃・賃金の水準が向上するよう、国の基本方針や県内の事業所の実態等を踏まえ、「第５期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」（計画期間：令和６～８年度）を策定し、障害のある人の就労を通じた所得向上の総合的な推進に努める。

また、岡山県農福連携サポートセンターを中心に農業・水産業と福祉の連携を深め、農業・水産業分野における取組の拡大を図る。

８ 各種障害福祉施策

（１）発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

発達障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、中核機関である県発達障害者支援センターを中心として市町村や関係機関が連携するとともに、身近な地域全体で発達障害のある人とその家族への支援体制を整備する。

ア 家族支援の推進

症状の重篤化や二次障害の予防、早期発見のためには、家族が障害を理解し支えていく力を向上させていくことが重要であることから、保護者へのきめ細かな支援を行い、家族が互いに支え合うための活動を支援する。

イ トータルライフ支援の推進

ライフステージに応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障害のある人に、「切れ目のない」支援を実施する。

ウ 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

発達障害のある人や家族が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるように、県民全体で発達障害への理解を深めるとともに、発達障害への対応力のある地域の医療機関や、発達障害のある人とその家族にとって身近な理解者、支援者を増やしていく。

（２）難聴児支援の推進

児童発達支援センターを中心とする難聴児支援のための中核機能を確保・強化し、難聴児及びその家族に対して、適切な情報提供と多様な状態像に応じた切れ目のない支援を行う。

（３）心身障害者医療費公費負担制度

重度の身体・知的障害のある人が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担する市町村に対して補助金を交付する。

(4) 手当等

特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済年金等の支給などにより、障害のある人の生活基盤の強化を図る。

(5) 更生相談

更生相談所において、施設への入所に係る情報提供、医学的、心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳及び療育手帳の交付等を行い、身体障害のある人や知的障害のある人の更生相談に総合的に応じる。また、交通の不便な地域に出向き、障害のある人の相談、補装具の判定などを行う巡回更生相談を実施する。

(6) 療育等の充実**ア 難聴児補聴器交付事業**

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、補助金を交付する。

イ 障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

(7) 障害者虐待防止対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県に障害者権利擁護センターを設置し運営するとともに、市町村向けの法律相談窓口を設けるなど、市町村が設置運営する障害者虐待防止センターの支援を行う。また、普及啓発や研修を実施し、障害のある人に対する虐待防止に向けた取組を推進する。

(8) 交流事業

在宅の障害のある人の社会参加を促進し、県民の障害のある人への理解と意識の高揚を図るため、各種活動への参加と交流を促進する。

ア 文化芸術活動の推進**(ア) 障害のある人のアートギャラリー**

障害のある人が制作した絵画作品等を県庁1階の県民室等に展示し、障害や障害のある人への理解を深める。

(イ) 知的障害者福祉展

知的障害のある人の福祉について、社会の理解を深めるため、知的障害のある人の制作した作品の展示等を行う福祉展を開催する。

イ 健康の森学園交流促進事業

岡山県健康の森学園において、知的障害のある人への理解を深め、交流を促進し障害のある人への理解と意識啓発を図る。

(9) 基金

障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域における連携の強化を図るために設置した「岡山県愛とふれあいの基金」を活用して、障害のある人の福祉の向上を図る。

9 県立施設等**(1) 視覚障害者センター**

視覚障害者センターにおいて、(福)岡山県視覚障害者協会への指定管理により、点訳・朗読奉仕員養成事業、視覚障害のある人に対する情報提供など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(2) 聴覚障害者センター

聴覚障害者センターにおいて、(公社)岡山県聴覚障害者福祉協会への指定管理によ

り、手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣、聴覚障害のある人の相談など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(3) 健康の森学園

健康の森学園（新見市哲多町）は、障害のある子ども等の教育と基本的生活から就労に至るまでの一貫した指導訓練を行うために、特別支援学校（全寮制）と障害者支援施設（入所）及び就労継続支援事業所（通所）を一体的に設置したユニークな学園であり、障害者支援施設と就労継続支援事業所については、指定管理により（福）健康の森学園が運営している。

《長寿社会課》

1 高齢者保健福祉施策の推進

本県の高齢化率は31.3%（令和5年10月1日現在）に達しており、高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するための各種施策を積極的に推進する必要がある。

このため、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を中核的な基盤として、地域共生社会の実現を目指し、令和6年3月に策定した「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：令和6～8年度）に基づき、広域的な観点から介護保険の円滑な運営や介護予防も含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進に努める。

○高齢化率の推移 (単位：%)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
岡山県	27.1	28.0	28.6	29.2	29.6	30.0	30.2	30.5	31.0	31.1	31.3
全国	25.1	26.0	26.7	27.3	27.7	28.1	28.5	28.7	28.9	29.1	29.1

※各年10月1日現在

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の推進等

ア 計画の概要等

(ア) 計画の概要

地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現と認知症施策の推進を基本理念とし、基本的考え方や現状等と目標、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援、介護サービス基盤の整備、人材の確保・育成等に向けた取組等について定めている。

(イ) 計画の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の取組に対して助言・支援を行うとともに、介護サービスの基盤整備や人材の確保に向けた取組を進める。

また、保険者機能強化推進交付金等（都道府県分）を積極的に活用し、市町村支援の取組を強化する。

(ウ) 進行管理

計画の進捗状況や介護サービスの実施状況等を把握し、進行管理を行うとともに、市町村及び岡山県介護保険関連団体協議会等との連携を図る。

(エ) 介護保険制度推進委員会の運営

計画の進行管理等について審議・検討するため、学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等で構成する委員会を運営する。

○介護保険の施行状況 (単位：人)

第1号被保険者数	567,216	65歳以上75歳未満	243,265
		75歳以上85歳未満	211,828
		85歳以上	112,123
要介護（要支援）認定者数	122,413	要支援	35,381
		要介護	87,032
サービス受給者数	107,362	居宅サービス	72,173
		地域密着型サービス	18,403
		施設サービス	16,786

※令和5年10月末現在

イ 老人福祉施設等の整備等

(ア) 老人福祉施設等の整備

「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等に基づく施設整備を着実に進めることとし、広域型及び地域密着型施設の整備等について、地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した市町村への補助により、市町村の実情に即した基盤整備の促進を図る。

また、高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した非常用自家発電設備の整備やブロック塀等の改修等を実施する法人への補助を行う。

(イ) 軽費老人ホーム運営費補助

軽費老人ホームの利用者負担を軽減するため、運営費の一部を補助する。

ウ 介護職員の処遇改善等

介護職員の負担軽減を図り、介護現場のイメージアップ、サービスの質の向上につながるため、介護ロボットやICTの導入等に係る総合相談窓口を設置し、個々の施設、事業所の実情に応じた業務の改善や効率化を支援する。

また、令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設に対し、介護職員処遇改善支援補助金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

エ 介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上

(ア) 介護給付の適正化の推進

介護サービスがより一層利用者の自立支援に資するものとなるよう、市町村が実施する適正化事業を支援し、介護給付の適正化を着実に推進する。

また、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員や認定審査会委員、主治医、市町村職員を対象にした研修を実施する。

(イ) 介護支援専門員の養成等

介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するとともに、就業後の資質向上を図るための法定研修を実施する。

(ウ) 介護保険審査会の運営

市町村が行った要介護認定等に対する不服申立ての審理及び裁決を行う介護保険審査会を運営する。

オ 介護保険の保険者である市町村への助言・支援

(ア) 市町村への助言

市町村が行う介護保険制度運営に係る事務事業（被保険者資格の管理、保険料の賦課徴収、保険給付の実施、介護認定審査会の運営、苦情への対応、会計処理等）に関して、必要な助言を行う。

(イ) 介護保険財政への支援

介護給付費負担金、地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金の交付や、介護保険財政安定化基金による貸付等を行うとともに、低所得の高齢者等の利用者負担の軽減のため、低所得利用者負担軽減事業を行う市町村への助成を行う。

(ウ) アウトリーチ支援

市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることができるよう、保健師等の専門職で構成する市町村サポートチームを課に配置し、アウトリーチによる伴走型の支援を行う。

カ 高齢者の地域生活を支える取組の充実

(ア) 地域包括支援センターの機能強化

市町村が設置する地域包括支援センターのさらなる機能強化を図るため、センター職員の資質向上を図るための研修等を実施する。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の支援

市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向け、市町村職員等への

研修や地域ケア会議等へのアドバイザー派遣に加え、NPO・ボランティアなど多様なサービスの担い手による生活支援事業等の重要性について、広く県民に情報発信するフォーラムの開催など、広域的な観点から市町村を支援する。

(ウ) 市町村支援アドバイザー派遣等事業

市町村が行う介護予防事業のさらなる充実を図るため、PDCAサイクルに沿った事業実施ができるよう高度な知見を有する専門家を市町村に派遣し、介護予防の効果測定やデータ集計・分析に関するアドバイスなど、地域の実情に即した支援を行う。

(エ) 介護予防加速化事業

地域の通いの場に自力での参加が難しくなった高齢者のための住民互助の通所付添サポート事業のさらなる普及を図るため、市町村へのアドバイザー派遣や立ち上げ支援等を行う。

(オ) 高齢者在宅生活支援事業

高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、高齢者の居住に適するよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助を行う。

キ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止法に基づき、市町村が行う措置に関し必要な援助・助言を行うとともに、市町村職員や施設職員等に対する研修の実施、法律相談窓口の設置等により、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進する。

ク 高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、活発で幅広い活動が行えるよう支援するとともに、長寿社会推進センター（岡山県社会福祉協議会）による高齢者の生きがいくくりと健康づくり、社会参加等を促進する。

○老人クラブの状況（助成対象外の政令指定都市、中核市を含む。）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ数（クラブ）	2,474	2,392	2,297
会 員 数（人）	131,492	124,479	116,688
60歳以上人口（人）	673,547	665,356	663,276
老人クラブ加入率（%）	19.5	18.7	17.6

※各年度末現在（60歳以上人口は各年度10月1日現在）

2 認知症施策の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく認知症の人やその家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制の確立に努める。

(1) 早期診断・早期対応を行う医療機関の整備等

認知症の早期診断・早期対応を推進するため、全ての二次保健医療圏に8か所の認知症疾患医療センターを設置し、専門的な医療の提供や地域における医療提供体制の整備を図る。

また、認知症サポート医の養成に加え、かかりつけ医や看護職員等に対する対応力向上研修を実施するほか、介護従事者に対する体系的な研修を行うことで、認知症の人に対する介護サービスの向上を図る。

(2) 普及啓発・家族支援

認知症の人やその家族を支援するため、相談に対応する認知症コールセンターを設置するとともに、介護する家族等の交流会を開催するほか、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成する。

また、認知症の中核症状等を疑似体験できるVR機材を活用し、認知症への理解を深

める出前研修会を実施する。

(3) 市町村の取組の支援

認知症の人やその家族に対する地域での支援体制の構築に向け、岡山県認知症対策連携会議を通じた関係団体の連携強化や市町村職員等への研修等を実施する。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした様々な支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備や認知症の人同士が語り合う本人ミーティングを開催する市町村を支援する。

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人やその家族が適切な支援を受けられるよう、おかやま若年性認知症支援センターに医療、介護、福祉、雇用等の関係機関のつなぎ役となるコーディネーターを配置し、個別支援等を行うとともに、若年性認知症の人と家族が集う交流会を開催する。

(5) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、関係団体と連携して体制整備や普及啓発を図るとともに、早期の段階からの相談の実施など利用促進の取組を行う市町村を支援する。

3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、運営主体である後期高齢者医療広域連合及び市町村に対して、適切な予算編成、保険料の賦課・徴収、医療費適正化、制度改正への対応などについて助言等を行うとともに、療養の給付等に要する費用の負担を行う。

【運営主体】岡山県後期高齢者医療広域連合（全市町村が加入する特別地方公共団体）

【被保険者】75歳以上の人及び65～74歳の人で一定の障害の状態にある人

【県負担対象額】総医療費から一部負担金等を控除した額の1/12

4 国民健康保険

市町村国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化による医療費の増加等により、事業運営が厳しい状況となる中、平成30年度から県も保険者となり、財政運営の責任主体として、県内の統一的な取組指針である第3期岡山県国民健康保険運営方針（対象期間：令和6～11年度）に基づき、市町村と一体となって、安定的な財政運営と効率的な事業の推進に努める。

(1) 国保事業費納付金の徴収及び標準保険料率の算定

医療費の動向を踏まえ、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、市町村と算定方法等の協議を行った上で、国保事業費納付金の額を決定するとともに、市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を算定する。

(2) 保険給付費等交付金の交付等

県の国民健康保険事業特別会計において、市町村が保険給付に要する費用の全額を市町村へ交付する。

また、市町村の国保財政の安定化を図るため、保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった市町村への国保財政安定化基金の貸付・交付や県特別会計が収支不足となった場合の対応を行う。

(3) 医療費適正化に向けた取組

市町村が行うレセプト点検について、医療給付専門指導員による広域的又は専門的な観点からの支援を行うとともに、実地指導や研修会等により点検スキルの向上等を図る。

(4) 保険者及び保険医療機関等に対する助言等

ア 保険者に対する助言等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、適切な予算編成、保険料（税）収納率の向上、医療費適正化、制度改正への対応などについて助言等を行うとともに、必要な財政支援を行う。

イ 保険医療機関等の指導等

保険診療・保険調剤の質的向上と適正化を図るため、国の指導大綱等に基づき、中国四国厚生局岡山事務所と共同して、保険医療機関等に対する個別指導等を行う。

○市町村国民健康保険の状況

区分 年度	世帯数	被保険者数		国保 加入率
		総数	介護2号(割合)	
令和2年度	245,281世帯	373,476人	107,899(28.9%)	19.7%
令和3年度	242,893世帯	366,066人	105,335人(28.8%)	19.5%
令和4年度	236,738世帯	351,324人	102,412人(29.2%)	18.8%

※世帯数・被保険者数は年間平均数

○決算（県特別会計）

（単位：百万円）

区分 年度	歳入 総額	歳出 総額	単年度 収 支	実質単年度 収 支
令和2年度	181,136	170,291	2,941	604
令和3年度	184,976	176,569	△2,526	△197
令和4年度	177,655	170,998	△1,475	△574

○決算（市町村特別会計）

（単位：百万円、%）

区分 年度	歳入 総額	歳出 総額	単年度 収 支	実質単年度 収 支	収納率
令和2年度	193,787	188,378	3,070	2,920	94.45
令和3年度	198,325	193,815	1,610	1,527	95.09
令和4年度	192,187	188,996	△46	△59	94.97

第5 令和6年度子ども・福祉部当初予算額一覧表

(単位:千円)

区 分	令和6年度			令和5年度			比較(%)		
	当初 予算額	財源内訳		当初 予算額	財源内訳		予 算 額	一 般 財 源	
		特 定	一 般		特 定	一 般			
義務的経費	112,408,538	2,203,376	110,205,162	110,392,937	2,174,455	108,218,482	101.8	101.8	
内 訳	人件費	2,822,872	204,366	2,618,506	2,689,967	210,892	2,479,075	104.9	105.6
	公債費	0	0	0	0	0	—	—	
	社会保障関係費	109,164,880	1,629,116	107,535,764	107,261,274	1,573,722	105,687,552	101.8	101.7
	その他	420,786	369,894	50,892	441,696	389,841	51,855	95.3	98.1
一般行政経費	11,212,552	3,695,133	7,517,419	11,793,824	4,457,348	7,336,476	95.1	102.5	
内 訳	運営費	825,637	102,230	723,407	810,609	102,489	708,120	101.9	102.2
	事業費	10,386,915	3,592,903	6,794,012	10,983,215	4,354,859	6,628,356	94.6	102.5
投資的経費	0	0	0	0	0	0	—	—	
内 訳	公共事業等費	0	0	0	0	0	—	—	
	国直轄事業 負担金	0	0	0	0	0	—	—	
	災害復旧 事業費	0	0	0	0	0	—	—	
一般会計の計	123,621,090	5,898,509	117,722,581	122,186,761	6,631,803	115,554,958	101.2	101.9	
特別会計の計	168,505,342	168,505,342	0	173,663,690	173,663,690	0	97.0	—	
合 計	292,126,432	174,403,851	117,722,581	295,850,451	180,295,493	115,554,958	98.7	101.9	

※ 令和6年度から、DV対策関連業務が県民生活部から移管されたため、予算額も移管後の額としている。
また、令和5年度予算額については、令和6年度予算額の前年度額としている。

